

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための 遠隔教育の活用について

1 ICT 環境の早急な整備

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、登校できない児童生徒が自宅等において端末を利用してオンラインでの授業が受けられるよう、可能な限り早期に端末が手元に届き通信環境も含め利用できるようにすべきではないか。

2 遠隔授業における受信側の教師設置基準の見直し

児童・生徒が自宅から ICT で行う学びについては、受け手側に教師が不在となるが、この場合であっても正式な授業に参加しているものとして認められるようにすべきではないか。

3 遠隔授業における「同時双方向」要件の撤廃

児童生徒が時間や場所の制限を受けずに学び続けられる環境を整えるため、授業の内容に応じ「同時双方向」以外のオンライン上の教育コンテンツを使用した場合についても正式な授業に参加しているものとして認められるようにすべきではないか。

4 遠隔授業における単位取得数の制限緩和

高校、大学における遠隔授業の単位取得数の算定について、柔軟な対応を行うようにすべきではないか。

5 オンラインカリキュラムの整備

児童生徒や学生が自宅等で学習を進められるように、オンラインカリキュラムの充実を図るべきではないか。

6 オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

デジタルの資料配布を原則許諾不要・補償金とする改正著作権法について、これを即時に施行するとともに、令和 3 年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な財政措置を講じることについて検討すべきではないか。